

証券コード：3328  
2019年12月5日

株主のみなさまへ

東京都品川区北品川四丁目7番35号  
B E E N O S 株式会社  
代表取締役社長 直井 聖太

## 第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月19日（木曜日）午後5時30分までに、到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2019年12月19日（木曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁の「インターネット等による議決権行使について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年12月20日（金曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都品川区北品川四丁目7番36号  
東京マリオットホテル B1階 アイリス
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第20期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第20期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
  - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役を除く取締役の報酬額改定の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

##### ◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

#### 5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://beenos.com>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

なお、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://beenos.com>) に掲載させていただきます。

株主総会終了後、当社グループ事業報告会を予定しております。引き続きご出席くださいますようお願い申し上げます。

### 議決権行使方法のご案内

**株主総会ご出席**



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
株主総会当日は、こちらの「招集ご通知」をお持ちください。

---

株主総会開催日時

**2019年12月20日(金)  
午前10時30分**

**郵 送**



同封の議決権行使書用紙に黄紙をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

---

行使期限

**2019年12月19日(木)  
午後5時30分到着**

**インターネット**



指定の議決権行使ウェブサイト  
ウェブサイト  
(<https://www.web54.net>)  
にアクセスしていただき、行使期限までに黄紙をご入力ください。

---

行使期限

**2019年12月19日(木)  
午後5時30分まで**

詳細は次ページをご覧ください

# インターネット等による議決権行使について

行使期限

2019年12月19日(木) 午後5時30分まで

## 「スマート行使」(スマートフォン)による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

### 1 QRコードを読み取る

スマートフォンのカメラを起動して、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る



### 2 議決権行使方法を選ぶ

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

### 3 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択



画面の案内に従って行使完了です。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

## 「議決権行使ウェブサイト(パソコン)」による方法

### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスします

議決権行使ウェブサイトへアクセスして「次へすすむ」ボタンをクリックしてください。

議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>



### 2 ログイン画面

同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

これでログインが完了です。  
 以降、画面のガイダンスに沿ってお進みください。



※インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)をご利用いただくことによるのみ可能です。


※インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。今回ご案内するパスワードは、原則として本株主総会に関してのみ有効です。次回の株主総会の際には、新たな議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。

※インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

※インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等と書面が同日に到着した場合は、インターネット等を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ  
 三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

 **0120-652-031**

(通話料無料)

受付時間 9:00～21:00

#### 機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほか、予めお申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内いたします。

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

株主の皆様の一層の便宜を図ることを目的として、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度を導入するため、定款第8条第4号及び第9条（単元未満株式の買増し）を新設するものであります。また、上記条文の新設に伴い、現行定款第9条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>（単元未満株式数についての権利）</p> <p>第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li><li>2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利</li><li>3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</li></ol> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第9条～第42条（条文省略）</p>	<p>（単元未満株式数についての権利）</p> <p>第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li><li>2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利</li><li>3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</li><li>4. <u>次条に定める請求をする権利</u></li></ol> <p>（単元未満株式の買増し）</p> <p>第9条 <u>当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に請求することができる。</u></p> <p>第10条～第43条（現行どおり）</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本株主総会の終了を以って、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は全員任期満了となりますので、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものです。なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名		現在の地位及び担当
1	再任	なお い 直井	しょう た 聖太	代表取締役社長 グループCEO
2	再任	なか むら 中村	こう じ 浩二	代表取締役副社長 グループCFO
3	再任	たけ うち 竹内	たく 拓	取締役
4	再任	せん どう 仙頭	けん いち 健一	取締役

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当 社の株式数
1	なおい しょうた 直井 聖太 (1980年12月25日生)	2005年 4 月 株式会社ベンチャーリンク入社 2008年 9 月 当社入社 2009年10月 tenso株式会社執行役員就任 2012年 5 月 同社代表取締役就任 (現任) 2012年10月 TENSU UK LTD Director就任 (現任) 2013年12月 当社取締役就任 2014年12月 当社代表取締役社長兼グループCEO就任 (現任) 2015年 2 月 BEENOS Asia Pte. Ltd. Director就任 (現任) 2015年 4 月 株式会社ショップエアライン取締役就任 (現任) 2015年 5 月 モノセンス株式会社取締役就任 (現任) 2015年11月 台湾転送股份有限公司董事長就任 (現任) 2017年10月 BeeCruise株式会社代表取締役就任 (現任) 2018年 8 月 メトロエンジン株式会社取締役就任 (現任) 2018年11月 tenso Hong Kong Limited Director 就 任 (現任) 2019年 3 月 FASBEE株式会社取締役就任 (現任)  (重要な兼職の状況) tenso株式会社代表取締役 BeeCruise株式会社代表取締役	21,784株
(取締役候補者選任の理由) 直井聖太氏は、当社業務執行取締役及び当社子会社tenso株式会社代表取締役として「From Japan」のクロスボーダービジネスを当社の中核事業に成長させ、2014年12月より当社代表取締役社長兼グループCEOとして、クロスボーダー事業を軸とした新グループ成長戦略を推進し、強いリーダーシップを発揮し、日本と海外を繋ぐグローバルプラットフォームの創造を目指して当社グループを統率・牽引しており、当社グループの業務に精通しております。当社といたしましては、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図る観点から、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献できると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">なかむら こうじ 中村 浩二 (1968年1月20日生)</p>	<p>1990年4月 野村證券株式会社入社 1996年12月 株式会社ハイパーネット入社 1999年9月 キャピタルドットコム株式会社入社 2001年5月 株式会社コーポレートチューン設立 代表取締役就任 2003年12月 当社監査役就任 2006年10月 当社執行役員最高財務責任者兼経営管理本部長就任 2007年12月 当社常務取締役兼CFO就任 2008年9月 株式会社デファクトスタンダード取締役就任(現任) 2011年12月 tenso株式会社取締役就任(現任) 2012年2月 当社代表取締役副社長兼グループCFO就任(現任) 2012年9月 モノセンス株式会社取締役就任(現任) 2013年1月 BEENOS Asia Pte. Ltd. Director就任(現任) 2014年4月 株式会社ショップエアライン取締役就任(現任) 2015年4月 株式会社BEENOS Partners代表取締役就任(現任) 2015年11月 台湾転送股份有限公司董事就任(現任) 2017年10月 BeeCruise株式会社取締役就任(現任) 2018年3月 JOYLAB株式会社代表取締役就任(現任) 2018年8月 メトロエンジン株式会社監査役就任(現任) 2019年3月 FASBEE株式会社取締役就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社デファクトスタンダード取締役 JOYLAB株式会社代表取締役 株式会社BEENOS Partners代表取締役</p>	83,812株
<p>(取締役候補者選任の理由) 中村浩二氏は、当社代表取締役副社長兼グループCFOとして、業務執行及び経営の意思決定・監督の役割を十分に果たすとともに、IR及び経営企画の分野で、投資家等との関係構築や当社グループの経営計画の策定にリーダーシップを発揮するなど、当社グループ全体の管理部門を統括しており、当社グループの業務に精通しております。当社といたしましては、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図る観点から、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断するものであります。</p>			



候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 の株式数
3	<p style="text-align: center;">たけうち たく 竹内 拓 (1974年6月6日生)</p>	<p>1998年4月 株式会社NTTデータ入社  2000年4月 当社入社  2002年6月 当社執行役員ソリューション開発統括  2007年10月 株式会社デファクトスタンダード代表取締役 社長就任  2009年12月 当社取締役就任 (現任)  2013年4月 株式会社デファクトスタンダード取締役会長 就任  2014年4月 株式会社ショップエアライン代表取締役就任 (現任)  2014年6月 Shop Airlines America, Inc. President and CEO就任 (現任)  2014年8月 Shop Airlines Europe B.V. President and CEO就任 (現任)  2015年4月 tenso株式会社取締役就任 (現任)  2017年10月 BeeCruise株式会社取締役就任 (現任)  2018年3月 JOYLAB株式会社取締役就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)  株式会社ショップエアライン代表取締役  Shop Airlines America, Inc. President and CEO  Shop Airlines Europe B.V. President and CEO</p>	52,201株
<p>(取締役候補者選任の理由)  竹内拓氏は、これまでに当社子会社株式会社デファクトスタンダード代表取締役として宅配買取サービス「ブランディア」を業界No.1に育て上げた実績をもち、当社業務執行取締役、当社子会社株式会社ショップエアライン代表取締役として、強いリーダーシップを発揮し、「To Japan」のグローバルショッピング事業を統率・牽引しており、当社グループの業務に精通しております。当社といたしましては、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図る観点から、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断するものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	せんとう けんいち 仙頭 健一 (1979年7月4日生)	2002年4月 富士通サポートアンドサービス株式会社(現株式会社富士通エフサス)入社 2006年3月 当社入社 2012年2月 モノセンス株式会社代表取締役就任(現任) 2014年12月 当社取締役就任(現任) 2016年12月 株式会社SWATi代表取締役就任 2017年10月 BeeCruise株式会社取締役就任(現任)  (重要な兼職の状況) モノセンス株式会社代表取締役	13,401株
(取締役候補者選任の理由) 仙頭健一氏は、これまでに商品メーカー+タレント事務所+メディアを繋げたコラボ商品を開発する「商品プロデュース・ライセンス事業」を立ち上げ、当社子会社モノセンス株式会社代表取締役として同事業を成長させてきた実績をもち、当社業務執行取締役として、強いリーダーシップを発揮し、リテールライセンス部門を統率・牽引しており、当社グループの業務に精通しております。当社といたしましては、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図る観点から、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断するものであります。			

(注) 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本株主総会の終了を以って、現在の監査等委員である取締役は全員任期満了となりますので、改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名		現在の地位及び担当
1	再任	じょう ほ 上 保	やす かず 康 和	取締役 監査等委員
2	再任	こん どう 近 藤	き ぼう 希 望	取締役 監査等委員
3	再任	たか はし 高 橋	よし んど 由 人	取締役 監査等委員

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
1	<p style="text-align: center;">じょうほ やすかず 上保 康和 (1956年12月18日生)</p>	<p>1979年 4月 株式会社ダイエー入社                      2005年 5月 同社財務本部長兼IR広報本部長                      2006年12月 当社監査役就任                      2007年 4月 株式会社ショップエアライン監査役就任 (現任)                      2007年 7月 株式会社デファクトスタンダード監査役就任 (現任)                      2008年 7月 tenso株式会社監査役就任 (現任)                      2012年 2月 モノセンス株式会社監査役就任 (現任)                      2015年11月 台湾転送股份有限公司監事就任 (現任)                      2015年12月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任)                      2017年10月 BeeCruise株式会社監査役就任 (現任)                      2018年 3月 JOYLAB株式会社監査役就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) デファクトスタンダード監査役</p>	5,500株
<p>(社外取締役候補者選任の理由)                      上保康和氏は、民間企業の財務責任者兼IR広報責任者としての経歴を有し、その職務を通じて培った豊富な経験と幅広い知識を有し、2006年12月に当社の社外監査役に就任以来9年間、2015年12月に当社の社外取締役 (独立役員) 常勤監査等委員に就任以来4年間在任し、経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンスの強化に貢献していただいております。引き続き、当社の経営の適切な監督に貢献いただくことが期待できるものと判断し、社外取締役候補者と致しました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">こんどう きぼう 近藤 希望 (1974年10月12日生)</p>	<p>1995年 8 月 タック株式会社入社  1996年 9 月 近藤会計士補事務所（現近藤公認会計士事務所）開設  1999年 3 月 株式会社クドウ建設取締役就任  1999年 3 月 公認会計士登録  1999年 8 月 株式会社ビジネストラスト入社  2000年12月 株式会社ジオンコンサルティング代表取締役就任（現任）  2000年12月 当社監査役就任  2015年12月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）  株式会社ジオンコンサルティング代表取締役</p>	10,300株
<p>（社外取締役候補者選任の理由）  近藤希望氏は、公認会計士として培った豊富な経験と幅広い知識を有し、2000年12月に当社の社外監査役に就任以来15年間、2015年12月に当社の社外取締役（独立役員）監査等委員に就任以来4年間在任し、経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンスの強化に貢献していただいております。引き続き、当社の経営の適切な監督に貢献いただくことが期待できるものと判断し、社外取締役候補者と致しました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">たかはし よしんど 高橋 由人 (1940年3月9日生)</p>	<p>1962年4月 野村證券株式会社入社 1985年12月 株式会社野村総合研究所取締役就任 1989年6月 同社常務取締役就任 1991年6月 同社専務取締役就任 1994年6月 同社取締役副社長就任 1996年6月 株式会社野村総合研究所顧問就任 財団法人野村マネジメントスクール学長就任 2000年7月 株式会社エグゼクティブ・パートナーズ顧問(現任) 2000年7月 日本製薬工業協会医薬産業政策研究所所長就任 2000年10月 当社監査役就任 2007年8月 株式会社セレス監査役就任(現任) 2015年12月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社エグゼクティブ・パートナーズ顧問 株式会社セレス監査役</p>	6,100株
<p>(社外取締役候補者選任の理由) 高橋由人氏は、企業経営全般に関する豊富な経験を有し、2000年12月に当社の社外監査役に就任以来15年間、2015年12月に当社の社外取締役(独立役員)監査等委員に就任以来4年間在任し、経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンスの強化に貢献していただいております。引き続き、当社の経営の適切な監督に貢献いただくことが期待できるものと判断し、社外取締役候補者と致しました。</p>			

- (注) 1. 上保康和氏、近藤希望氏および高橋由人氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 取締役候補者上保康和氏、近藤希望氏および高橋由人氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、取締役候補者上保康和氏、近藤希望氏および高橋由人氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
3. 当社は上保康和氏、近藤希望氏および高橋由人氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であり、各氏の再任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。  
4. 上保康和氏、近藤希望氏および高橋由人氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。各氏の在任期間は、本総会終了の時をもって4年となります。なお、各氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役を除く取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役を除く取締役の報酬等の額は、2015年12月10日開催の第16期定時株主総会において、年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。また、2016年12月15日開催の第17期定時株主総会において、当該報酬枠とは別枠にて譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を年額1億2000万円とご承認いただいておりますが、これらの取締役の報酬等について、次のとおり改定を行うことにつきご承認をお願いするものです。

本議案に基づく取締役の報酬等の額には、引き続き、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとし、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することにいたしたいと存じます。

なお、現在の監査等委員である取締役を除く取締役は4名（社外取締役は含まれません。）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役を除く取締役は引き続き4名（社外取締役は含まれません。）となります。

##### 1 取締役の報酬等の額の改定

2015年12月10日開催の第16期定時株主総会においてご承認いただいた監査等委員である取締役を除く取締役の報酬等の額を、より業績への連動を重視した報酬体系としていくことを考慮して、年額3億円以内に改定したいと存じます。

##### 2 監査等委員である取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の改定

2016年12月15日開催の第17期定時株主総会においては、当社の監査等委員である取締役を除く取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額につきまして、3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する金額を一括して支給するための報酬枠としてご承認いただいているところ、当該報酬枠を見直し、各事業年度における譲渡制限付株式の付与のための報酬枠に変更するとともに、対象取締役に対し、より長期にわたって、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与し、株主の皆様と一層の価値共有を促す内容の譲渡制限付株式を交付できるようにすることを目的として、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬を改定することにいたしたいと存じます。

対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、上記1の報酬枠とは別枠で年額2億円以内といたしたいと存じます。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、1年間から5年間の間で当社取締役会が定める期間、又は、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内に当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間のいずれかの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

(ご参考)

当社は、当社の執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以上



## 第2号議案、第3号議案共通のご参考

### 取締役の選任基準

当社は、取締役候補者について、以下の基準を満たす者から選任し、取締役会で決議の上、株主総会に付議することとしております。

- (1) 株主より選任された経営の受託者として、その職務の執行について忠実義務・善管注意義務を適切に果たし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献するための資質を備えていること
- (2) 業務執行取締役については、当社グループの事情に精通し、当社グループの経営管理を適切に遂行する能力を有すること
- (3) 社外取締役については、企業経営、金融、財務会計、法律等の分野で高い見識や豊富な経験を有し、企業経営に関する一般常識および取締役・取締役会の在り方についての基本的理解に基づき、経営全般のモニタリングを行い、アドバイスを行うために必要な資質を有していること
- (4) 独立社外取締役は、前項に加え、当社の独立性判断基準を満たすこと
- (5) 法令上求められる取締役としての適格要件を満たす者であること

## 第3号議案のご参考

### 社外取締役の独立性基準

当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次のいずれにも該当しないと判断される場合、当該社外取締役は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

- (1) 当社および子会社との関係
  - ① 当社および当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。）
  - ② 就任前10年間（但し、就任前10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役であったことのある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
  - ③ 当社の会計参与
  - ④ 当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与
- (2) 取引先企業との関係
  - ① 当社グループを主要な取引先とする者（当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループであつて、直近事業年度における取引額が当該グループの年間売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
  - ② 当社グループの主要な取引先（当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであつて、直近事業年度における取引額が当社グループの年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者

(3) 経済的利害関係・専門的サービス提供者

- ① 当社グループから取締役、監査役（常勤・非常勤を問わない）を受入れている会社又はその親会社もしくは子会社の業務執行者
- ② 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（過去3年間の平均で年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ③ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者

(4) 株主との関係

- ① 当社グループの主要株主（直接保有、間接保有の双方を含む議決権保有割合10%以上の株主）又は当該主要株主が当社の親会社である場合は、業務執行者でない取締役、監査役を含む
- ② 当社の兄弟会社の業務執行者

(5) 該当事期

最近5年間に於いて上記（2）～（4）に該当する者

(6) 近親者

上記（1）～（5）に該当する者（重要な地位にある者に限る）の近親者等（配偶者および二親等内の親族）

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の経過及び成果

当社グループは、グローバル領域において新しい市場を創造するために、コアバリューであるEコマース事業の「ノウハウ・データ」、インキュベーション事業の「世界中の投資先ネットワーク」をかけあわせて、日本と世界を繋ぐ「グローバルプラットフォーマー」を目指し事業展開をしております。

今期は、Eコマース事業セグメントにおいては、事業基盤が確立している既存事業のリソースを新規事業にシフトし、今後の柱となる事業の育成に注力して参りました。特に「バーティカル構想（カテゴリーごとに顧客ニーズにあわせた付加価値の高い特化型ショッピングサイト）の複数サイト展開」・「物販アービトラージ（世界中から商品情報を取得し世界中の消費者に価格比較情報を提供）の開発」・「日本の商品やコンテンツの海外展開のマーケティング支援」などの新規事業創造を積極的に推進し、2019年3月にはバーティカル構想の第一弾としてファッション領域に特化した越境EC事業の新会社を設立しました。またインキュベーション事業セグメントにおいては、2020年3月末までに営業投資有価証券の含み益の20%の投資回収を行い、ポートフォリオの入れ替えを図るという方針のもとに、当社および当社の連結子会社が保有する営業投資有価証券の一部を売却し、当連結会計年度に約20億円の営業投資有価証券の売却益を計上しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は25,276,757千円（前年比11.0%増）、営業利益は1,707,633千円（前年比11.4%増）、経常利益は1,713,827千円（前年比0.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,077,042千円（前年比16.7%増）となりました。

なお、当社が経営指標として重視している流通総額（国内外における商品流通額）につきましては、当連結会計年度で503億円（前年比8.7%増）となりました。

2019年9月末時点における営業投資有価証券の簿価は41億円、その時価評価額は252億円に拡大（2018年9月末時点における、簿価は28億円、時価評価額は159億円）しております。営業投資有価証券の時価評価額※は上場銘柄は市場価格、未上場銘柄は直近の取引価格にて評価した金額です（当社が投資損失引当金を計上している銘柄については簿価にて評価）。※当該金額は、当社の試算に基づく金額であり、監査法人の監査を受けておりません。

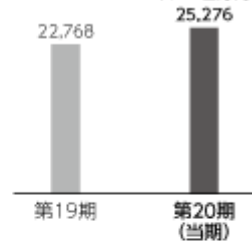
### 流通総額

単位：百万円



### 売上高

単位：百万円



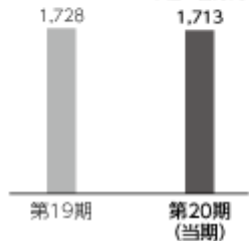
### 営業利益

単位：百万円



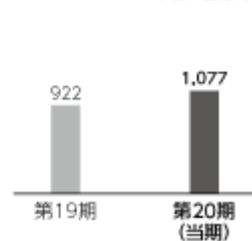
### 経常利益

単位：百万円



### 親会社株主に帰属する 当期純利益

単位：百万円



事業別の状況は次のとおりであります。

## i Eコマース事業

売上高 23,031百万円 / 営業利益 841百万円

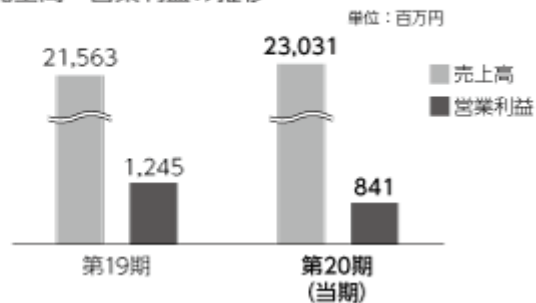
Eコマース事業全体では、当連結会計年度の売上高は23,031,417千円（前年比6.8%増）、営業利益は841,652千円（前年比32.4%減）となりました。

### Eコマース事業

流通総額の推移



売上高・営業利益の推移



## クロスボーダー部門

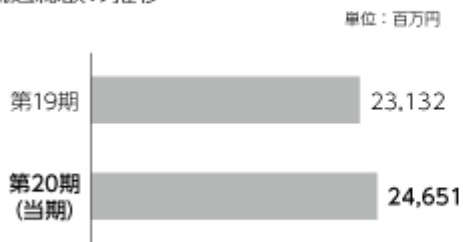
「海外転送・代理購入事業（FROM JAPAN）」におきましては、英語対応のためのカスタマーサポート拠点の新設などによりユーザーからの問い合わせ対応の一層の迅速化と満足度の向上を図るとともに、ユーザーに安心してサービスをご利用いただくために代理購入サービス「Buyee」に国際送料の事前確定機能を実装するなど、積極的にユーザビリティの向上に努めました。また、代理購入手数料の無料キャンペーンなどの販売促進施策が奏功したことに加え、オペレーション効率化のためのシステム導入やコスト削減に繋げるための先行投資による利益体質の強化に努めた結果、当連結会計年度の流通総額、売上高、営業利益は過去最高となりました。

「グローバルショッピング事業（TO JAPAN）」におきましては、ヤフー株式会社が運営するヤフオク！とのデータ連携による販売チャネルの拡大や、食品の取り扱い開始など取扱カテゴリーの拡充に取り組みました。また基幹システムの全面入れ替えにより、ユーザビリティの向上や新しいサービスの提供が可能となり、これまで実装していた国際送料の事前確定機能に加え、関税の事前確定機能をリリースしました。マーケティングにおいては、各ユーザーに合わせた細かなリテンション施策を実施することで売上の拡大を図りました。また、第1四半期に発生していた検索エンジンのアルゴリズム変更によるSEO集客の減少に関しては速やかに対策を講じたことで、売上への影響は改善が進んでおります。

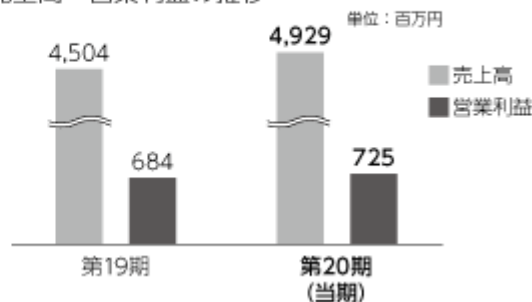
以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,929,193千円（前年比9.4%増）、営業利益は725,989千円（前年比6.1%増）と過去最高となりました。

### クロスボーダー部門

流通総額の推移



売上高・営業利益の推移



## バリューサイクル部門

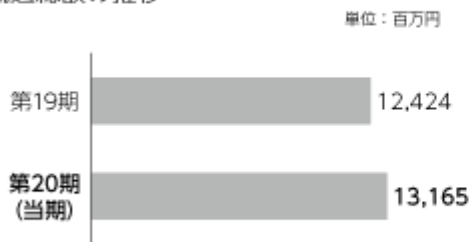
「ブランド品・アパレル買取販売事業」におきましては、買取面では、ターゲットを明確にしたマーケティングやSEO対策、リピーター施策等を実施し、リユース品販売単価が1千円以上1万円未満の重点買取商品群の中でも比較的高単価の商品の買取を強化した結果、買取金額は前年比で13.0%増加しました。販売面では、暖冬による重衣料の売上不振に加え、自社販路「ブランディアオークション」の販売力強化のためのテレビCM等の投下が期待どおりの効果をあげられなかったことなどにより、売上高は前年比で0.9%の減少となりました。また、高価格帯商品へのシフトによる売上総利益率の低下や自社販路強化のためのプロモーションコストの増加により、営業利益は前年比で92.0%の減少となりました。一方で、ブランドバッグなどをレンタルできる「ブランディアレンタル」や、高価格帯のリユースアパレルを安心して購入して頂くための「試着サービス」などの新規サービスの拡充を積極的に進めた他、2019年9月に、海外のバイヤーが仕入れた商品を自社サイトで販売する株式会社wajaの事業譲受を行い、新品商材を取り込むことによる品揃えの強化を図りました。

「酒類買取販売事業」におきましては、買取店舗2店舗（札幌・小倉）の新規出店に加え、社名およびCI変更に合わせた全店舗とオフィシャルサイトの改修を行い、来店しやすさやUIの改善に取り組みました。また2019年5月から買取価格を業界最高値とすることを基本方針に据えたことで、第3四半期以降に買取が拡大しました。

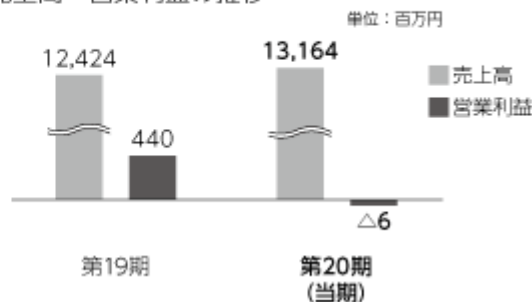
以上の結果、当連結会計年度の売上高は13,164,928千円（前年比6.0%増）、営業損失は6,998千円（前年は営業利益440,130千円）となりました。

## バリューサイクル部門

流通総額の推移



売上高・営業利益の推移



## リテール・ライセンス部門

「エンターテインメント事業」では、新規のアーティストの商品販売が好調に推移したことに加え、既存のアーティストの大型イベントの開催等により売上高は順調に増加しました。また、大手アニメ制作会社の公式ECサイトの運営を受託するなど、新たなコンテンツの取り扱いも開始しております。「グローバルプロダクト事業」では、ポケモンコスメシリーズの販売が好調に推移したほか、フレグランスボディケアブランドSWATi（スワティー）では、新商品のリリースや路面店ポップアップ、プロモーションの実施により認知度の向上を図るとともにブランドイメージの刷新に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,937,295千円（前年比6.5%増）、営業利益は122,661千円（前年比1.3%増）となりました。

### リテール・ライセンス部門

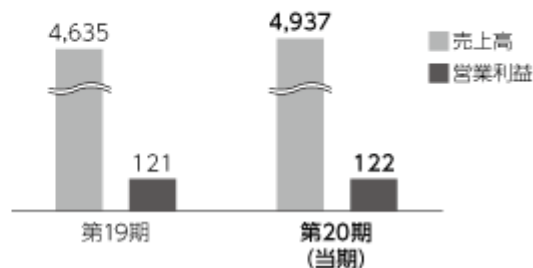
流通総額の推移

単位：百万円



売上高・営業利益の推移

単位：百万円





## ii インキュベーション事業

売上高 2,259百万円 / 営業利益 1,402百万円

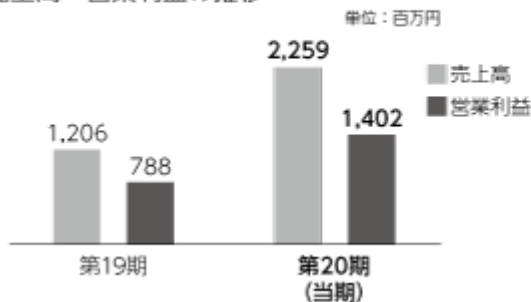
「投資育成事業」におきましては、新興国のオンラインマーケットプレイス企業やオンライン決済企業への投資と、日本国内のインバウンド消費関連市場のスタートアップ企業への投資を進めておりますが、今期は既存の投資先の中でも成長著しい企業への追加投資を積極的に進め、東南アジアを中心にファッション・美容商品のオンラインマーケットプレイスを運営するZilingo（ジリング）やベトナムでCtoCオンラインマーケットプレイスを展開するSendo（センド）などへの追加出資を行いました。

「新規事業」におきましては、Eコマース事業で蓄積したビジネスノウハウと投資育成事業で構築した投資先企業群とのネットワークを活用し、「バーティカル構想」「物販アービトラージ」「国内商品・コンテンツの海外展開のマーケティング支援」の実現に向けた今後の柱となる事業の創造に積極的に取り組みました。2019年3月には、株式会社ファッション・コ・ラボと共同で海外の消費者が日本のアパレルブランドの商品を簡単・便利に購入することができるファッションECモールを運営するFASBEE（ファスビー）株式会社を設立し、同年7月より海外120の国・地域の消費者に向けてサービスを開始しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,259,345千円（前年比87.3%増）、営業利益は1,402,643千円（前年比77.9%増）となりました。

### インキュベーション事業

売上高・営業利益の推移



事業別売上状況は次のとおりであります。

区 分	(前連結会計年度) 第19期 (2018年9月期)	(当連結会計年度) 第20期 (2019年9月期)	前 期 比	
	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)	増減率
E コ マ ー ス 事 業	21,563,947	23,031,417	1,467,470	6.8%
クロスボーダー部門	4,504,103	4,929,193	425,090	9.4%
バリューサイクル部門	12,424,329	13,164,928	740,598	6.0%
リテール・ライセンス部門	4,635,514	4,937,295	301,780	6.5%
インキュベーション事業	1,206,337	2,259,345	1,053,008	87.3%
消 去 又 は 全 社	△2,081	△14,005	△11,923	-
合 計	22,768,203	25,276,757	2,508,554	11.0%



## (8) 対処すべき課題

当社グループは、ITとインターネットをベースにグローバル領域において新しい市場を創造するためにプラットフォームを生み出し続ける「グローバルプラットフォーマー」を目指しております。

世界中の素晴らしい商品やコンテンツをグローバルに流通させ世界中の消費者に届けるために、国内外のマーケットプレイスを繋げるとともに、日本の素晴らしい商品やコンテンツをアジアの国々をはじめ世界に流通させるグローバルコマースの構築を推進し企業価値の増大を図ってまいります。

グローバルプラットフォーマーとして事業の拡大を目指すにあたって次の戦略を進めてまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、本招集ご通知提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

### ① 既存事業のさらなる効率化とグループ全体での組織強化

当社の主軸事業であるクロスボーダー部門を中心に、AIやRPA等のシステムによる自動化をはじめとして効率的な運営体制の構築を進めておりますが、今後さらに自動化を進め、徹底的に省力化と効率化を図っていくことで営業利益率の向上を目指し、経験豊富な人材を新規事業部門へ再配置できるようグループ全体での組織体制の強化を図ってまいります。

### ② 投資育成と新規事業創造

当社がこれまで行ってきた、アジアの新興国を中心としたオンラインマーケットプレイス、オンラインペイメント企業と国内のインバウンド関連企業への投資育成を通じて、グローバルコマースのネットワークの拡大を図るとともに、適切なタイミングで投資収益を狙ってまいります。

またEコマース事業で蓄積したビジネスノウハウと投資育成事業で構築した投資先ネットワークを活用した新規事業創造にリソースを積極的に投下し、今後の収益の柱となるような事業の開発育成に取り組んでまいります。

### ③ デファクトスタンダード社の成長戦略の加速

当社は2020年1月14日付で、東証一部に上場している連結子会社である株式会社デファクトスタンダードを完全子会社化する予定であります。

同社の属するリユース業界では、スマートフォンを介して個人間売買ができるフリマアプリの急速な台頭等により、リユース業界全体としては中長期的に更なる市場拡大を見込んでいる一方で、フリマアプリやシェアリングの流行による中古市場活況の中、リユースサービスの利便性向上に伴うユーザーの選択肢が広がることで、サービスの選別がより厳しくなっており、競争が激化しております。

当社はグループが持つ海外向けBtoC及びBtoB販売チャネルや実店舗の活用や、さらにはBEENOSグループの人材リソースを最大限活用等のグループ全体の経営資源の徹底的活用、長期的な視点による事業戦略の策定、迅速な意思決定の実現により、同社の再成長による企業価値の向上を図ってまいります。

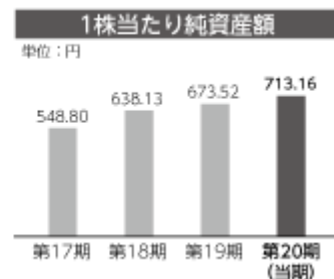
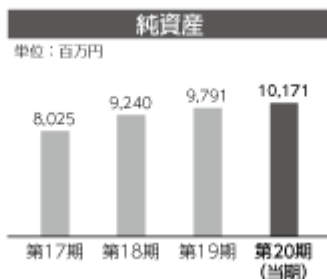
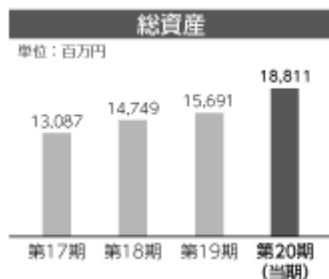
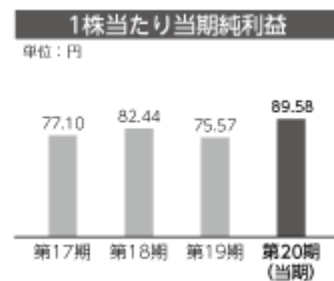
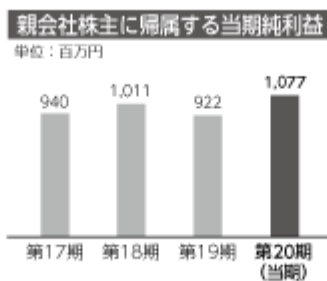
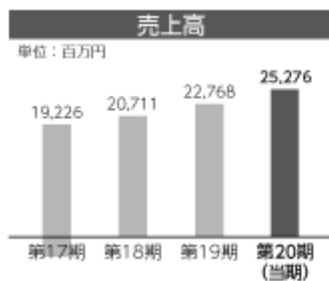
## (9) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2016年9月期)	第 18 期 (2017年9月期)	第 19 期 (2018年9月期)	(当連結会計年度 第 20 期 (2019年9月期))
売 上 高 (千円)	19,226,513	20,711,495	22,768,203	25,276,757
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	940,578	1,011,418	922,927	1,077,042
1 株当たり当期純利益 (円)	77.10	82.44	75.57	89.58
総 資 産 (千円)	13,087,417	14,749,714	15,691,162	18,811,286
純 資 産 (千円)	8,025,608	9,240,103	9,791,048	10,171,470
1 株当たり純資産額 (円)	548.80	638.13	673.52	713.16

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均による発行済株式総数に基づき算定しております。

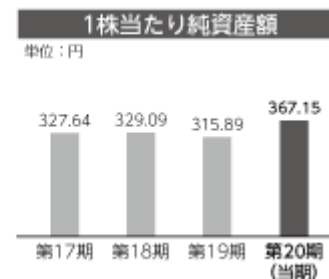
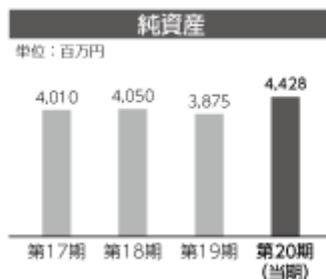
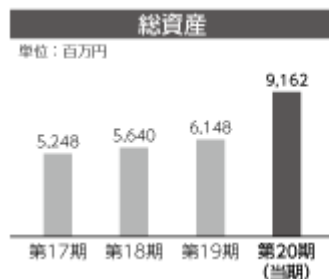
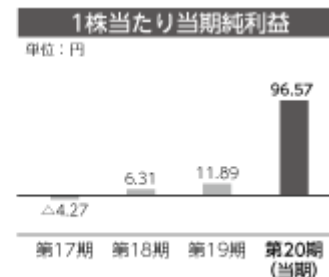
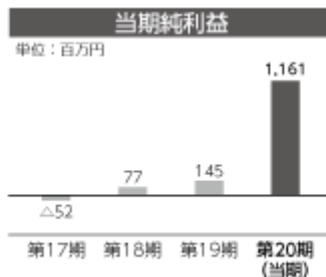
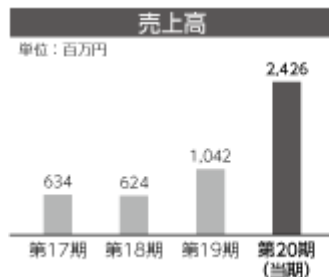
2. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第20期から適用しており、第17期から第19期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。



② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2016年9月期)	第 18 期 (2017年9月期)	第 19 期 (2018年9月期)	(当事業年度) 第 20 期 (2019年9月期)
営 業 収 益 (千円)	634,091	624,947	1,042,038	2,426,615
当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失) (千円)	△52,133	77,363	145,210	1,161,070
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (△ 1 株 当 た り 当 期 純 損 失) (円)	△4.27	6.31	11.89	96.57
総 資 産 (千円)	5,248,334	5,640,229	6,148,702	9,162,594
純 資 産 (千円)	4,010,883	4,050,669	3,875,403	4,428,173
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	327.64	329.09	315.89	367.15

(注) 1. 1株当たり当期純利益(△1株当たり当期純損失)は、期中平均による発行済株式総数に基づき算定しております。  
 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第20期から適用しており、第17期から第19期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。



(10) 企業集団の主要な事業セグメント (2019年9月30日現在)

区 分		事 業 内 容
E コマース事業	クロスボーダー部門	海外転送・代理購入事業 [tenso.com] [Buyee] グローバルショッピング事業 [sekaimon]
	バリューサイクル部門	ブランド品・アパレル買取販売事業 [Brandear] 酒類買取販売事業 [JOYLAB]
	リテール・ライセンス部門	エンターテイメント事業 グローバルプロダクト事業
イ ン キ ュ ベ ー シ ョ ン 事 業		投資育成事業 収益化前の新規事業

(11) 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	議決権の所有割合	主要な事業内容
t e n s o 株式会社	100,000千円	100.0 %	海外転送・代理購入事業
T E N S O U K L T D	8千ポンド	100.0 % (100.0) %	海外転送・代理購入事業
台湾転送股份有限公司	5,580千台湾ドル	100.0 % (100.0) %	海外転送・代理購入事業
tenso Hong Kong Limited	100千香港ドル	100.0 % (100.0) %	海外転送・代理購入事業
株式会社ショップエアライン	100,000千円	100.0 %	グローバルショッピング事業
Shop Airlines America, Inc.	2,200千米ドル	100.0 % (100.0) %	グローバルショッピング事業
Shop Airlines Europe B.V.	1,250千ユーロ	100.0 % (100.0) %	グローバルショッピング事業
株式会社デファクトスタンダード	1,209,422千円	57.2 %	ブランド品・アパレル買取販売事業
J O Y L A B 株式会社	10,000千円	100.0 %	酒類買取販売事業
モノセンス株式会社	30,000千円	100.0 %	エンターテインメント事業 グローバルプロダクト事業
株式会社 BEENOS Partners	10,000千円	100.0 %	投資育成事業
BEENOS Asia Pte. Ltd.	10,800千米ドル	100.0 %	投資育成事業
B e e C r u i s e 株式会社	50,000千円	100.0 %	新規事業の創造・育成
F A S B E E 株式会社	100,000千円	51.0 %	ファッション特化型越境ECサービスの運営事業

- (注) 1. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数となっております。  
 2. 当連結会計年度において、連結子会社であった株式会社ショップエアライン・ジャパンは当社の連結子会社である株式会社ショップエアラインを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。また、当連結会計年度において、連結子会社であった株式会社SWATIは当社の連結子会社であるモノセンス株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。



(12) 主要な営業所 (2019年9月30日現在)

① 当社の営業所

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 品 川 区

② 子会社の営業所

会 社 名	所 在 地
t e n s o 株 式 会 社	東 京 都 品 川 区
T E N S O U K L T D	英 国 サ リ ー 州 (ハ ス ル ミ ア 市)
台 湾 転 送 股 份 有 限 公 司	台 湾 台 北 市
tenso Hong Kong Limited	中 華 人 民 共 和 国 香 港 特 別 行 政 区
株 式 会 社 シ ョ ッ プ エ ア ラ イ ン	東 京 都 品 川 区
Shop Airlines America, Inc.	米 国 カ リ フ ォ ル ニ ア 州 (サ ン ノ ゼ 市)
Shop Airlines Europe B.V.	オ ラ ン ダ (ア ム ス テ ル ダ ム 市)
株 式 会 社 デ フ ァ ク ト ス タ ン ダ ー ド	東 京 都 大 田 区
J O Y L A B 株 式 会 社	大 阪 市 中 央 区
モ ノ セ ン ス 株 式 会 社	東 京 都 品 川 区
株 式 会 社 B E E N O S P a r t n e r s	東 京 都 品 川 区
B E E N O S A s i a P t e . L t d .	シ ン ガ ポ ー ル 共 和 国
B e e C r u i s e 株 式 会 社	東 京 都 品 川 区
F A S B E E 株 式 会 社	東 京 都 品 川 区

(13) 使用人の状況 (2019年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区 分		使用人数	前連結会計年度末比増減
Eコマース事業	クロスボーダー部門	126 ( 58) 名	△14 ( △22) 名
	バリューサイクル部門	109 ( 345) 名	31 ( △39) 名
	リテール・ライセンス部門	32 ( 6) 名	△5 ( △3) 名
インキュベーション事業		42 ( 6) 名	28 ( 3) 名
全	社	37 ( 2) 名	2 ( △1) 名
合	計	346 ( 417) 名	42 ( △62) 名

- (注) 1. 使用人数は就業人員を記載しており、臨時使用人数は ( ) 内に1日8時間換算による月平均人員を外数で記載しております。  
 2. 全社として記載されている使用人数は、当社のうち管理部門等の各事業共通の業務に従事している人員数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

区 分	使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	18 ( -) 名	0 ( -) 名	36.3歳	3.8年
女 性	19 ( 2) 名	3 ( △1) 名	33.3歳	2.8年
合計又は平均	37 ( 2) 名	3 ( △1) 名	34.7歳	3.2年

- (注) 使用人数は就業人員を記載しており、臨時使用人数は ( ) 内に1日8時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況 (2019年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,000,000千円
株式会社りそな銀行	1,000,000千円
株式会社みずほ銀行	500,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	350,000千円
三井住友信託銀行株式会社	300,000千円
株式会社武蔵野銀行	300,000千円
株式会社京葉銀行	100,000千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2019年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 45,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 12,332,600株 (自己株式 396,747株を含む)  
 (3) 株主数 5,853名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	所有株式数	持株比率
佐藤輝英	1,731,300株	14.51%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,189,800株	9.97%
株式会社 デジタルガレージ	827,000株	6.93%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	403,176株	3.38%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUTS M LSCB RD	372,904株	3.12%
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	246,595株	2.07%
上田八木短資株式会社	232,100株	1.94%
HSBC BANK PLC A/C IB MAIN ACCOUNT	223,200株	1.87%
M S C O C U S T O M E R S E C U R I T I E S	206,900株	1.73%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	200,100株	1.68%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。



### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2019年9月30日現在)

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社が、2018年3月15日開催の取締役会で決議した第10回新株予約権（有償ストックオプション）に関して、当社及び当社子会社の役員及び使用人に対して発行した新株予約権は、以下のとおりです。

	第10回新株予約権
発行決議日	2018年3月15日
区分	当社役員、当社使用人、当社子会社の役員及び使用人
交付者数	12名
新株予約権の数	6,600個
新株予約権の目的となる株式の数	660,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	有償
権利行使時1株当たりの行使価額	1,706円
権利行使期間	2020年1月1日から2028年3月31日まで

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2019年9月期から2025年9月期までのいずれかの期において、修正経常利益（経常利益からインキュベーション事業セグメントに係るセグメント損益を差し引いた額をいい、以下同様とする。）が下記 (a) または (b) に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下「行使可能割合」という。）の個数を当該修正経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
  - (a) 修正経常利益が18億円を超過した場合 行使可能割合：50%
  - (b) 修正経常利益が23億円を超過した場合 行使可能割合：100%
- ② 新株予約権者は、上記①に定める (a) または (b) の条件を充たす前に、2019年9月期から2025年9月期のいずれかの期において修正経常利益が5億円を下回った場合、当該有価証券報告書提出日の前日までに上記①に基づいて行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降、本新株予約権を行使することができない。
- ③ 上記①及び②における修正経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益及びセグメント情報におけるセグメント損益を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益及びセグメント損益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。
- ④ 新株予約権者は、割当日から権利行使期間の終期までの間に、当社が上場する金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近5取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。但し、上記(5)に準じて取締役会により適切に調節されるものとする。）が一度でも行使価額の50%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回った場合、上記①に基づいて行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降、本新株予約権を行使することができない。
- ⑤ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ⑥ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑦ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑧ 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況 (2019年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	直井聖太	グループCEO tenso(株)代表取締役 BeeCruise(株)代表取締役
代表取締役副社長	中村浩二	グループCFO (株)デファクトスタンダード取締役 JOYLAB(株)代表取締役 (株)BEENOS Partners代表取締役
取締役	竹内拓	(株)ショップエアライン代表取締役 Shop Airlines America, Inc. President and CEO Shop Airlines Europe B.V. President and CEO
取締役	仙頭健一	モノセンス(株)代表取締役
取締役 (常勤監査等委員)	上保康和	(株)デファクトスタンダード監査役
取締役 (監査等委員)	近藤希望	(株)ジオンコンサルティング代表取締役
取締役 (監査等委員)	高橋由人	(株)エグゼクティブ・パートナーズ顧問 (株)セレス監査役

- (注) 1. 上保康和氏、近藤希望氏及び高橋由人氏は社外取締役であります。
2. 当社は、社外取締役である上保康和氏、近藤希望氏及び高橋由人氏を、独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査部門との密な連携を図るために、監査等委員上保康和氏を常勤監査等委員に選定しています。
4. 監査等委員近藤希望氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は上保康和氏、近藤希望氏及び高橋由人氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

## (2) 取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取締役（監査等委員を除く）	4名	139,397千円	第16期定時株主総会の決議（2015年12月10日）による取締役（監査等委員を除く）報酬額は、年額200,000千円以内、取締役（監査等委員）報酬額は、年額50,000千円以内であります。
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （3名）	19,200千円 （19,200千円）	
合 計 （うち社外取締役）	7名 （3名）	158,597千円 （19,200千円）	

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度において計上した役員賞与引当金53,758千円（取締役（監査等委員を除く））を含めております。
2. 上記のほか、当社子会社の取締役及び監査役を兼務している取締役が、当該子会社から受けた報酬等の総額は、60,150千円であり、支給人数は5名であります。
3. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2015年12月10日開催の定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。また、別枠で、2016年12月15日開催の第17期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬額として年額120,000千円以内と決議いただいております。
4. 監査等委員の報酬限度額は、2015年12月10日開催の定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取 締 役 （常勤監査等委員）	上 保 康 和	(株)デファクトスタンダード監査役
取 締 役 （監 査 等 委 員）	近 藤 希 望	(株)ジオンコンサルティング代表取締役
取 締 役 （監 査 等 委 員）	高 橋 由 人	(株)エグゼクティブ・パートナーズ顧問 (株)セレス監査役

(注) 社外取締役 上保康和氏の兼職先である(株)デファクトスタンダードは、当社の連結子会社であります。



② 当事業年度における主な活動状況  
取締役会及び監査等委員会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	発言状況
社外取締役 (常勤監査等委員)	上保 康和	27回/27回	12回/12回	主に財務における経験・知識に基づく質問、助言を積極的に行っております。
社外取締役 (監査等委員)	近藤 希望	27回/27回	12回/12回	主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を積極的に行っております。
	高橋 由人	27回/27回	12回/12回	主に企業経営における経験・知識に基づく質問、助言を積極的に行っております。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当を通じた株主への利益還元を重要な経営課題と位置付けており、事業基盤の拡大と財務基盤の充実を進め、業績の変動に大きく影響されることなく長期的に安定した配当を継続することを基本としております。また、株価水準等を鑑みて自己株式の取得による株主還元も適時適切に実施する方針であります。

## 6. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社であるBEENOS Asia Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積り等の算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行なっております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の執行状況等を総合的に勘案し、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2019年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	16,407,315	流 動 負 債	8,159,091
現金及び預金	5,175,775	支払手形及び買掛金	384,508
受取手形及び売掛金	2,527,865	短期借入金	3,550,000
営業投資有価証券	4,176,825	未払金	2,956,824
商 品	2,689,382	預り金	714,796
未収入金	862,433	未払法人税等	89,157
その他	975,034	その他	463,805
固 定 資 産	2,403,970	固 定 負 債	480,724
有 形 固 定 資 産	417,882	繰延税金負債	287,680
建物及び構築物	603,067	資産除去債務	193,043
車両運搬具	9,614	負 債 合 計	8,639,815
工具、器具及び備品	192,338	(純 資 産 の 部)	
減価償却累計額	△387,138	株 主 資 本	8,717,025
無 形 固 定 資 産	454,596	資 本 金	2,775,840
の れ ん	303,842	資 本 剰 余 金	2,542,577
ソ フ ト ウ エ ア	147,882	利 益 剰 余 金	3,966,442
その他	2,871	自 己 株 式	△567,835
投 資 そ の 他 の 資 産	1,531,491	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△204,890
投資有価証券	887,065	その他有価証券評価差額金	△314,461
繰延税金資産	215,992	為 替 換 算 調 整 勘 定	109,571
その他	428,433	新 株 予 約 権	46,677
資 産 合 計	18,811,286	非 支 配 株 主 持 分	1,612,657
		純 資 産 合 計	10,171,470
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	18,811,286

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2018年10月1日から2019年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	25,276,757
売上原価	12,611,387
売上総利益	12,665,370
販売費及び一般管理費	10,957,736
営業利益	1,707,633
営業外収益	
受取利息	103
持分法による投資利益	35,257
投資事業組合運用益	1,772
助成金収入	14,939
受取和解金	14,051
その他	41,559
営業外費用	
支払利息	11,376
為替差損	83,855
支払手数料	2,663
その他	3,595
経常利益	101,490
税金等調整前当期純利益	1,713,827
法人税、住民税及び事業税	1,713,827
法人税等調整額	427,380
当期純利益	225,922
653,302	
1,060,525	
非支配株主に帰属する当期純損失	1,060,525
親会社株主に帰属する当期純利益	16,517
	1,077,042

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書（2018年10月1日から2019年9月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年10月1日残高	2,775,840	2,701,215	2,889,400	△187,303	8,179,153
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当		△158,637			△158,637
親会社株主に帰属する当期純利益			1,077,042		1,077,042
自己株式の取得				△380,532	△380,532
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	－	△158,637	1,077,042	△380,532	537,872
2019年9月30日残高	2,775,840	2,542,577	3,966,442	△567,835	8,717,025

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
2018年10月1日残高	△231,866	271,630	39,763	21,406	1,550,724	9,791,048
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△158,637
親会社株主に帰属する当期純利益						1,077,042
自己株式の取得						△380,532
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△82,594	△162,058	△244,653	25,270	61,932	△157,449
連結会計年度中の変動額合計	△82,594	△162,058	△244,653	25,270	61,932	380,422
2019年9月30日残高	△314,461	109,571	△204,890	46,677	1,612,657	10,171,470

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2019年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,651,984</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,556,450</b>
現金及び預金	529,834	短期借入金	4,250,000
営業投資有価証券	1,543,990	未払金	106,800
前払費用	42,967	関係会社未払金	58,077
関係会社未収入金	1,598,367	未払法人税等	6,927
関係会社立替金	120,443	預り金	21,080
関係会社短期貸付金	1,850,000	役員賞与引当金	53,758
未収法人税等	67,993	株主優待引当金	36,604
その他	19,677	その他の	23,202
貸倒引当金	△121,289	<b>固 定 負 債</b>	<b>177,970</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,510,610</b>	資産除去債務	56,791
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>81,878</b>	繰延税金負債	121,178
建物	210,424	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,734,420</b>
工具、器具及び備品	51,386	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
減価償却累計額	△179,933	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,471,923</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>34,777</b>	<b>資 本 金</b>	<b>2,775,840</b>
ソフトウェア	31,906	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>1,793,099</b>
その他	2,871	資本準備金	514,125
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>3,393,954</b>	その他資本剰余金	1,278,974
投資有価証券	740,517	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>470,818</b>
関係会社株式	2,346,924	その他利益剰余金	470,818
敷金及び保証金	137,047	繰越利益剰余金	470,818
保険積立金	164,313	<b>自 己 株 式</b>	<b>△567,835</b>
その他	5,151	評価・換算差額等	△89,686
<b>資 産 合 計</b>	<b>9,162,594</b>	その他有価証券評価差額金	△89,686
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>45,936</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,428,173</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>9,162,594</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2018年10月1日から2019年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目			金 額	
営 業 収 入				2,426,615
営 業 費 用				917,437
営 業 外 収 入		総 利 益		1,509,177
受 取 配 当 金		利 息	13,457	
為 替 差 益		当 金	61,200	
受 取 手 数 料		差 益	469	
投 資 事 業 組 合 運 用 益		手 数 料	1,546	
雑 収 入		組 合 運 用 益	1,772	
営 業 外 費 用		雑 収 入	4,279	82,725
支 払 利 息				
支 払 手 数 料			15,525	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額			2,663	
雑 損 失			121,289	
経 常 利 益			5	139,484
特 別 損 失				1,452,418
関 係 会 社 株 式 評 価 損			129,871	129,871
税 引 前 当 期 純 利 益				1,322,546
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			26,066	
法 人 税 等 調 整 額			135,410	161,476
当 期 純 利 益				1,161,070

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2018年10月1日から2019年9月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2018年10月1日残高	2,775,840	498,261	1,453,476	1,951,737	△690,251	△690,251	△187,303	3,850,023
事業年度中の変動額								
剰余金の配当		15,863	△174,501	△158,637				△158,637
当期純利益					1,161,070	1,161,070		1,161,070
自己株式の取得							△380,532	△380,532
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								—
事業年度中の変動額合計	—	15,863	△174,501	△158,637	1,161,070	1,161,070	△380,532	621,899
2019年9月30日残高	2,775,840	514,125	1,278,974	1,793,099	470,818	470,818	△567,835	4,471,923

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
2018年10月1日残高	4,714	4,714	20,665	3,875,403
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△158,637
当期純利益				1,161,070
自己株式の取得				△380,532
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△94,400	△94,400	25,270	△69,129
事業年度中の変動額合計	△94,400	△94,400	25,270	552,770
2019年9月30日残高	△89,686	△89,686	45,936	4,428,173

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年11月19日

BEENOS株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 健文 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠塚 伸一 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、BEENOS株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BEENOS株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年11月19日

BEENOS株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 健文 ㊟  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 篠塚 伸一 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、BEENOS株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月20日

BEENOS株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 上 保 康 和 ㊟

監査等委員 近 藤 希 望 ㊟

監査等委員 高 橋 由 人 ㊟

(注) 常勤監査等委員上保康和、監査等委員近藤希望及び高橋由人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上





